

「八幡市立有都小学校いじめ防止基本方針」

八幡市立有都小学校

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級の時間等を利用し、児童会等の自主的な「いじめ防止の取組等」を実施する。

② いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的ないじめ調査を実施するとともに、個別の面談や日常の観察等で措置を講ずる。
- ・いじめ調査実施後、担任との個別に面談を実施する。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、かつ効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師による講習会の機会を設けたり、教職員による研修等を行ったりする。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成員> 校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、養護教諭、担任、SC、SSW 等

<活動> アンケート調査並びに教育相談に関すること。

いじめ事案に対する対応に関すること。

いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

<開催> 月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

・いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、八幡市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

・いじめの早期発見に関する取組に関すること。

・いじめの再発を防止するための取組に関すること。

「いじめ対応マニュアル」

八幡市立有都小学校

<u>基本的な考え方</u>	<u>いじめ防止10ヶ条</u>
<ol style="list-style-type: none"> 1 いじめはどの学校でも起こりうる 2 早期発見・早期対応 3 児童、ひとりひとりの変容を見逃さない 4 学校全体で組織的に対応 5 事実関係の把握を迅速かつ正確に 6 保護者・関係機関との連携 7 対応マニュアル・方針等の日常的な確認と理解 	<ol style="list-style-type: none"> 1 本質を見抜く…「いたずら」や「けんか」とは違う 2 児童の訴えを受け止め、軽く考えない、傾聴する 3 発見体制をつくる…複数体制・情報交換 4 いじめに気づかせる…加害意識を希薄化させない 5 構造を捉える…友情・思いやりを基盤とした学年・学級づくり 6 いじめの態様に着目する…段階的な指導の重視 7 人権意識を学校の隅々に浸透させる…「人」「もの」とともに汚すこと・傷つけることを許さない 8 保護者との連携を密にする…児童の変容に目配り・心配りを欠かさず、保護者との信頼関係を図る 9 関係保護者への慎重な対応をする…感情の対立にならないようにする 10 地域・保護者の教育力を高める…内外ともに開かれた学校づくりを協力して進める

いじめ総点検の視点と内容

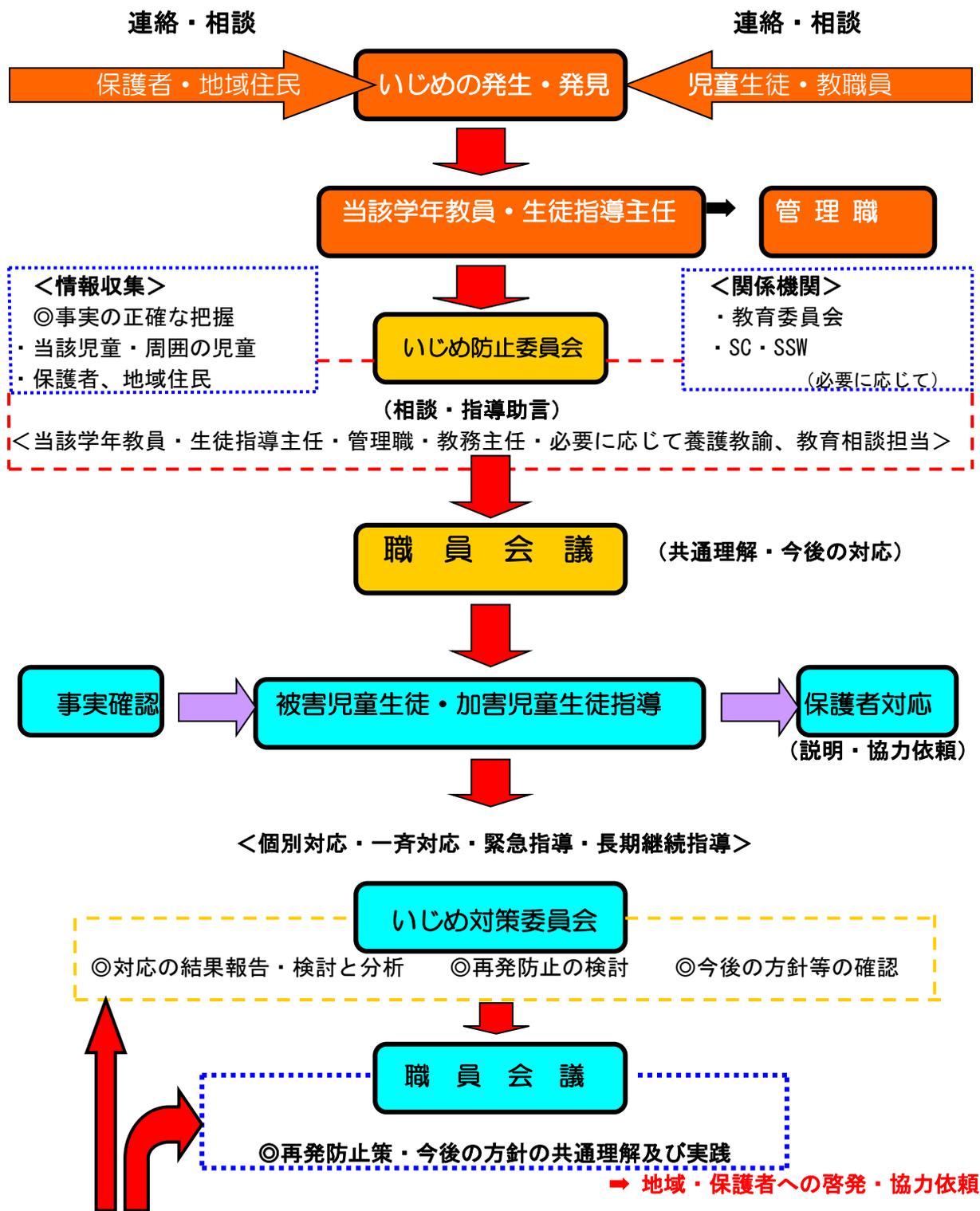
	学校全体の取組	学年・学級の取組	家庭・地域社会の取組
発見の段階	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校の対応のしかたの明確化 2 いじめの態様等の共通理解 3 生活実態の把握 	<ol style="list-style-type: none"> 1 毅然とした学校、教員の姿勢 2 いじめのサインの発見 3 訴えの受け止め 	<ol style="list-style-type: none"> 1 いじめ問題への理解と協議 2 早期発見と迅速な連絡・協力 3 情報提供・情報交換
対応の段階	<ol style="list-style-type: none"> 1 相談指導体制の整備と対応 2 人権尊重の徹底 3 保護者・関係諸機関との連携 	<ol style="list-style-type: none"> 1 事実の確認と整理 2 指導方針の明確化 3 道徳や学級活動での指導 4 教育相談の充実 	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校と家庭の協力 2 具体的な対応の決定と実施 3 児童相談所、少年係等関係諸機関と学校の連携
指導の段階	<ol style="list-style-type: none"> 1 健全育成についての共通した実践活動 2 関係諸機関との連携の定例化 3 指導体制の確立 	<ol style="list-style-type: none"> 1 望ましい学年・学級づくり 2 思いやり、友情等の豊かな心の育成 3 生徒会活動の活性化 	<ol style="list-style-type: none"> 1 生徒指導・健全育成についての協議 2 学校・家庭・地域の日常的な連携 3 啓発・広報活動

いじめの早期発見のための20のチェックポイント

- 1 遅刻や欠席が増える。
- 2 遅刻ぎりぎりの登校が目立ったり、少し遅れて登校することが多くなったりする。
- 3 表情がさえず、うつむき加減のことが多くなる。
- 4 健康観察の際、表情がさえないことが多い。
- 5 頭痛、腹痛、吐き気などを頻繁に訴える。
- 6 授業中などにぼんやりしたり、虚ろな目をしたりしている。
- 7 授業中などに何かを訴えるような目で教員を注視する。
- 8 授業中に正しい答えを言うと冷やかされる。
- 9 休み時間にトイレや廊下の隅など、一人になるところに長い時間いる。
- 10 すれ違いざまに、大きく通路をあける（さける）ような行動をとられる。
- 11 所持品や机、椅子などに落書きをされる。
- 12 所持品や靴などが隠される。
- 13 用事がないのに、保健室や養護教諭のもとへよく来る。
- 14 休み時間などに、教員のそばにいたがることが多い。
- 15 その生徒を誉めると、クラスがしらけた雰囲気になる。
- 16 それまで仲のよかったグループからはずれて、ひとりであることが多くなる。
- 17 やたら、あだ名で呼ばれる。
- 18 口数が少なくなる。
- 19 作文、絵画などに気になる表現・描写やこれまでにない表現・描写が表れる。
- 20 育てている動植物や持ち物などを傷つけたり、酷い行為をしたりする。

いじめの態様

- 1 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- 2 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 5 金品をたかられる。
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 7 いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 8 パソコンや携帯電話等で、誹謗（そしること、悪口を言うこと）中傷（無実のことを言って他人の名誉を傷つけること）やいやなことをされる。
- 9 その他



＜いじめの問題に関する認識＞

- ★いじめは人間として絶対に許されない。
- ★いじめられている子どもの心に寄り添った指導を行う。
- ★いじめられている子どもを守り通す。
- ★「してはいけない」ことは絶対に許さない毅然とした粘り強く指導を行う。
- ★一人一人の人権を大切にする学校・学年・学級づくりに日常的に取り組む。
- ★教職員自身の言動を注意する。
- ★日常の子どもの状況把握を積極的に行い、継続的な指導も必要である。